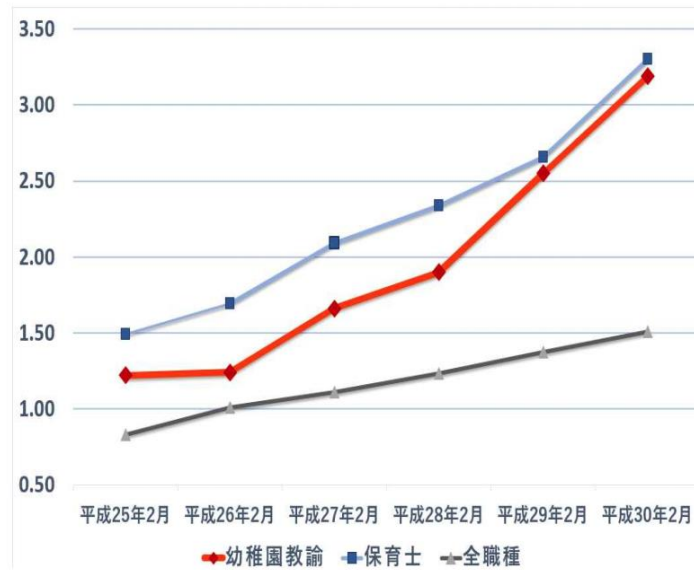


幼稚園教諭の有効求人倍率の推移が示唆する 幼稚園の独自戦略の必要性

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移 (H25~H30)



出所: 文部科学省 (2019)「幼児教育の振興」p.54

(http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afiedfile/2018/08/30/1408721_07-2.pdf)

同じ子どもが過ごす場ではあるものの、厚生労働省が管轄する福祉施設である保育所と文部科学省が管轄する学校である幼稚園は法律上異なる。しかし、最近の傾向として保育所は増加傾向にあり、幼稚園は減少傾向にある。特に、地方での幼稚園の減少は激しく、都心部では保育所の新設が相次ぐ。そのため、近年は保育士不足が叫ばれて久しい。保育士の有効求人倍率は、2018年11月時点で3.20倍、東京では6.44倍にまで高まっている。しかし、その一方で、幼稚園教諭の有効求人倍率も決して低くはなく、倍率自体は保育士と同水準であることは、幼稚園の減少傾向からはあまり予測できない事実だろう。

この背景としては、待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組(とりわけ保育士の給与の急激な向上)の影響もあり、より良い職場環境を求めて幼稚園から保育所への転職が相次ぐなど、幼稚園教諭の確保がこれまで以上に困難となっていることは大いに考えられる。つまり、保育所のように「新規開設数が多すぎて保育士の採用が間に合わない」という性質の有効求人倍率の高さではなく、幼稚園自体は減少しているにも関わらず、「離職者に対して採用者が少なすぎて求人を出しても採用が間に合わない」という性質の有効求人倍率の高さであると言える。

しかし、その課題としては、幼稚園や認定こども園への就職率が約25%である一方で、小学校教諭免許状取得者の小学校への就職率が約50%であることなど「幼稚園教諭の免許取得者が他業種に就職していること」、30歳未満の小学校教諭が8%である一方で、幼稚園教諭は61%であることなどの「若年離職者が多いこと」、小学校教諭の平均勤続年数が17年である一方で、幼稚園教諭は約7年であることなどの「離職者の再就職が少ないこ

と」などが挙げられており、その対策として「各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及」が挙げられている。しかし、今の幼稚園事業者が置かれた環境で、幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組や有効な方法を検証しても効果は薄いだろう。

答えは、すでに保育業界で明らかになっている。それは待遇の向上である。そのためにも、幼稚園はこども園への転換を行うべきである。都心の保育所は園庭がないためにこども園への移行が難しい。しかし、幼稚園は園庭が必須の設置要件であるためほとんど全ての幼稚園が園庭を有しており、未満児の園舎さえ用意できればこども園への移行は容易である。

しばしば、教育業界の労働環境が劣悪であると報道されることがあるが、主な原因は2つである。一つは、本人の意思に反した仕事を無理強いされること。もう一つは、同程度の仕事と比較して待遇が低いことである。前者は、本人の資質と組織マネジメントの問題と言える。後者に関しては、同じ子どもを育てるという仕事である幼稚園と保育所であれば不満が生じるのは必然だろう。

現在、保育所やこども園の方が様々な待遇改善策は打ち出されており、ここ数年で都心部の保育士の年間所得は100万円以上も向上している。人の質の確保が適切な教育の提供に直結するのであれば、これらの政策を活用しない手はない。もしくは教育効果の高い独自の教育メソッドを開発して、完全独歩の差別化戦略を取り、補助金に頼ることなく自力で収入増を図るべきだろう。しかし、その教材の研究開発費は決して軽くはないため、比較的新しい既存の教育メソッドを取り入れた方が効果的と言える。実際に、数量、量感、図形の教育に特化したメソッドを取り入れたことで、30名だった園児が2年間で300名にまで入園児童数が増加した事例もある。しかし、こうした教育分野は保育事業者もこれから力を入れていく範囲でもある。いずれにしろ、幼稚園事業者はまずはこども園への移行の選択を迫られていると言えるだろう。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。